

令和元年5月28日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03261

研究課題名(和文)対話型調停の事件管理者に関する研究

研究課題名(英文)The Study of Case Manager of Mediation

研究代表者

仁木 恒夫(Niki, Tsuneo)

大阪大学・法学研究科・教授

研究者番号：80284470

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、これまでほとんど着目されてこなかった、わが国の対話型調停の事前手続における事件管理者の役割について、アメリカと比較しつつ、理論的かつ経験的に明らかにしている。それによると、わが国では、まず民間調停機関を設営する士業団体の会員を中心とするネットワークが利用者のアクセス・ポイントとして形成されており、その後の事前手続においては事件管理者が物語論的な調停と共通する手法を用いて紛争当事者がとらわれている物語を脱構築させつつ調停本体に接続するという形態が形成されてきている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で獲得された成果により、司法制度改革後にわが国に広く普及したにもかかわらず、利用件数が伸び悩み期待された紛争処理機能をはたしていなかった、対話型調停の利用の活性化へ向けた司法政策のための重要な基礎的な知見を得ることができた。対話型調停は、アメリカの影響を強く受けているが、事前手続に関してはわが国特有の条件のもとで、各民間機関によって自発的に形成されてきているのである。本研究が明らかにしたその実態をふまえつつ、今後、さらに現実的かつ実効的なアクセス経路整備と事件管理者の実践の洗練が期待される。

研究成果の概要(英文)：This study is about the role of the case manager and the preceding procedure in facilitative mediation of judicial scriveners in Japan. It is important for us to organize the channel to mediation if we want to develop our access to mediation. We can find the network of judicial scriveners to refer disputants to their mediation. Then the case managers take a role like narrative mediators to make disputants attend the mediation session. This combination is characteristic to private mediation centers in Japan.

研究分野：社会科学

キーワード：対話型調停 事件管理者 事前手続 比較法社会学研究

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

近年、わが国において、アメリカの影響を受けた対話型調停を積極的に位置づけていこうとする研究および実践が見られる(吉田勇『対話促進型調停論の試み』2011年、入江秀晃『現代調停論』2013年など)。しかし、対話型調停は、現実には、その期待に見合った十分な機能をはたしているとは言い難い。対話型調停をふくむ多数のADR機関が設立されているにもかかわらず、実際の事件処理件数は無視しうる程度のインパクトしかもたないのである(櫻村志郎「日本における調停—その概念、イデオロギー、現実」2007年)。多くの民間調停機関が低額ないし無料でサービス提供をうたっているにもかかわらず、そうした利点が利用状況に反映されていない。対話型調停は、普及定着どころかすでに衰退へ向かいつつあるようにも思われる。

対話型調停には少なからず実践的な関心が向けられてきたにもかかわらず、民間調停機関の実働が低調である原因については、いくつかの観点から検討することが可能であろう。この点、従来は各ADR機関の広報不足が有力に指摘されていたように思われる(山本和彦=山田文『ADR仲裁法 第2版』2015年など)。確かに、ADR機関の普及定着のためには、一般の潜在的な利用者への周知を高める広報が重要であることは間違いない。しかしまた他方で、利用者の紛争行動のなかで当該機関利用へつながらざる経路をどのように整備するかというアプローチが考えられるのである。利用者の各種専門機関へのアクセスについては、わが国でも紛争経験者が多様な相談機関のあいだでどのような助言探索行動をとるのかについて、大規模な民事紛争全国調査の成果が存在する(櫻村志郎=武士侯敦編『トラブル経験と相談行動』2010年)。しかし、前述のようにADRの事件処理件数は無視しうる程度のものであり、この調査でもADRの利用はほとんど出現しなかった。

ところで、対話型調停においては、当事者からの申立があったのち、相手方の応諾が得られれば「半分以上は成功」といわれる。すなわち自主的解決制度である民間調停機関において相手方の自発的な出席を確保することは容易ではないのである。一般にこの事前手続は事件管理者が担当しており、先述の利用者からの民間調停機関へのアクセスを機関利用へと促進させる重要な役割を事件管理者が担っているということが出来る。しかし、現場での重要性の認識にもかかわらず、事件管理者の役割についても一部の実践紹介例を除いて(松下純一「愛媛和解支援センターの歩み」2008年など)ほとんど検討されていない。

### 2. 研究の目的

わが国において、多くの民間調停機関が、対話型調停方式に実践的関心を寄せる一方で、事件処理件数の点では停滞が続いている。こうした民間調停の実情の一端は、当初モデルとされたアメリカの民間Mediation機関が実効的に稼働するのに不可欠な事前手続での事件管理者の役割について十分な理解が欠けていたことに起因するものと思われる。本研究では、そうしたわが国の民間調停機関が手探りで構築してきた事件管理者による事前手続の実態を把握し、これを主にアメリカの民間Mediation機関の事件管理者が実際に担っている事前手続、紹介ネットワーク構築、アウトリーチ活動等と比較検討することで、わが国の民間調停機関への利用者からのアクセスが強化されるための事件管理者の役割を理論的に明らかにする。

### 3. 研究の方法

本研究は、対話型調停における事件管理者の役割について、経験的知見をふまえて理論的に明らかにしようとするものである。事件管理者については、これまでほとんど先行研究が存在しない。こうした特徴から、本研究は、主に実態調査によって収集される資料に依拠して遂行される。第一に、実効的に機能している民間調停機関での事件管理者の役割についてアメリカの実態調査をおこなう。第二に、わが国の民間調停機関で実践的に構築されてきた事前手続等の実態把握とその批判的検討をおこなう。第三に、こうして獲得される知見を、文献調査研究から得られる理論枠組と突き合わせて統合をはかる。その成果は、随時研究会において報告し調停実務に携わる士業者から意見をj得る。

### 4. 研究成果

#### (1)本研究の成果の概要

本研究期間での研究を通して、紛争案件を民間調停機関の手続に乗せていくには、次の二つの側面の重要性が確認されている。第一に、どのようにして紛争当事者が民間調停機関の受付に接触するのかという側面と、第二に、その紛争案件が事件管理者に配点されてから調停本体への接続までの側面とである。この二つの側面それぞれについて獲得された知見をより詳細に述べていく。

#### (2)事件回付のネットワーク

まず、どのようにして紛争当事者が民間調停機関の受付に接触するのかについては、アメリカとの比較法的な検討から、日本独自の枠組が形成しつつあることが明らかになっている。近隣紛争解決センターの司法政策に関するHarringtonの研究によれば、ADRが裁判所との連携を形成することで、公式の紛争処理制度による管理が非公式な紛争処理にまで拡張するとともに、当事者の参加は低迷することが明らかになっている。他方で、New YorkのIMCRの聴き取り調

査によれば、裁判所からの回付などの経路はもたず、長い活動実績から地域住民のあいだに存在が浸透しており、地域住民からの直接の接触によって事件を確保している例もある。

わが国の士業者設営の民間調停機関は、現時点では、このいずれとも異なる方法で事件回付のネットワークづくりの方向性をもっている。すなわち、当該民間調停機関を設営する士業団体の会員への周知をはかり、個々の会員から紹介を受けようとするのである。こうした事件到達経路の構築は、多くの民間調停機関が士業団体によって設営されているという特性を反映しているが、当該士業団体内部に設営している調停機関が会員に必ずしも十分に認知されていないため、紛争処理機関としての存在感を示すことができるほどの事件処理を行っているとはいえない。

### (3)事件管理者の物語論的応接

次に、紛争処理案件が事件管理者に配点されたのち、どのようにして事件管理者は双方当事者に対話型調停本体の場合への出席をとりつけるのかについては、Narrative Mediation 的な手法の有効性と、それにもかかわらず自主的解決であることの限界とが明らかになった。物語型調停では、個別面談において当事者に紛争経験を語らせて外在化をはかる。それによって、紛争の物語を構成するある種の世界観を暴露する、と同時にその物語の脱構築へと当事者を促す。こうした物語型調停の枠組は、当事者双方が対話型調停へ動機を高めるようにかかわる事件管理者の役割を理解するにあたっても有効であると考えられる。この点、ある民間調停機関で事件管理者を担当している士業者からの聞き取り調査によれば、申込人および相手方からの話を多くの時間をかけて傾聴し、調停への出席を取り付けている。

しかし、民間調停機関で実施される対話型調停は自主的紛争解決の要素がきわめて強く、そのうえで合意形成をめざして進められることから、制度設営者には獲得される解決の正当性をより確かなものにしておこうという意識が生じやすい。Santos のある南米都市コミュニティの非公式紛争処理の経験的研究は、わが国の物語論的な事前手続においても、こうした危険性の伏在を示唆するものである。

### (4)事前手続の基本構造とさらなる拡充へ向けた課題

上記のように、わが国の民間調停機関の事前手続は、当該機関を設営している士業者団体の個々の会員をアクセス・ポイントとした事件回付ネットワークと、その後の事件管理者による物語論的な申込人の傾聴と相手方の応諾要請との結合によって組み立てられているととらえるのが、現実的であろう。こうした特徴を備えた事前手続を、わが国の実情に即したより実効的な形態として考えた場合、なお対話型調停の一層の普及浸透へ向けて克服すべき課題が浮上してきた。

第一に、アクセス・ポイントの多元化の必要性である。対話型調停の利用が増えていない現状において、利用者のアクセス・ポイントを士業団体会員を中心とするネットワークに限定する必要はなく、アメリカのように地域の様々な機関との連携やネットワーク構築をはかることが事件到達の可能性を高めるであろう。その具体的な方策も検討すべきである。その場合、事件管理者を中心とする事前手続担当者は、アメリカのように諸機関へのアウトリーチ活動を実施することも視野にふくまれてくるであろう。

第二に、傾聴に重点を置く物語論的な事前手続が内包する、正当化の圧力を克服することである。事前手続で傾聴に割く時間が多ほど、合意を一定の成果ととらえる調停手続は合意獲得という「成果」をめざすように動いていく。そうした圧力は、対話型調停の中心におかれるべき対話そのものの価値を減殺してしまう。この点は、対話型調停本体との関係でより深く検討する必要がある。

すでに本研究の成果の一部は、学術論文等のかたちで公表してきた。現在は、これまでの研究期間で獲得された主たる理論的・経験的な研究成果の最終的な取りまとめをおこなっている。今後は、本研究から派生してきた諸問題についてもさらに検討を進めていく予定である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

仁木恒夫、裁判外紛争処理研究において《法》を見る、法社会学 83 号、査読無、(2017 年)、11-20

仁木恒夫、東ティモール社会における調停の発展可能性、ICD NEWS68 号、査読無、(2016 年)、18-24

〔学会発表〕(計 2 件)

Tsuneo Niki, The Mimetic Gesture in a facilitative Mediation process, Research Committee on Sociology of Law, 2018.9.10, Lisbon

仁木恒夫、裁判外紛争処理研究において《法》を見る、日本法社会学会、2016.5.29、立命館大学

〔図書〕(計 1 件)

〔産業財産権〕  
出願状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：  
ローマ字氏名：  
所属研究機関名：  
部局名：  
職名：  
研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：  
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。